

住民監査請求に係る請求人の陳述

日時：令和8年9月15日(火)午後1時00分から

場所：浜田市役所4階 講堂B

1 住民監査請求の要旨

「サン・ビレッジ浜田アイススケート場」の用途変更及び「浜田市協働のまちづくり推進条例」に関する問い合わせ対応等について、浜田市が弁護士法人佐和法律事務所と締結した委任契約及びそれに伴う公金の支出が地方自治法第242条第1項に規定する違法若しくは不当な公金の支出、契約の締結若しくは履行に該当する。

(1) 請求の対象となる財務会計上の行為

ア 「不当要求行為等防止対策委員会の参加に係る弁護士委任契約」に関する公金の支出

(支出金額：46,200円(税込み))

イ 「警告書の発送及び問い合わせ対応の一切を委任する契約」に関する公金の支出

(支出金額：264,110円(税込み))

※住民監査請求の対象となる行為等

- (1) 公金の支出
- (2) 財産の取得・管理・処分
- (3) 契約の締結・履行
- (4) 債務その他の義務の負担
- (5) 公金の賦課・徴収を怠る事実
- (6) 財産の管理を怠る事実

2 請求人の陳述